



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 日本製麻株式会社  
代表者名 取締役社長 中本 広太郎  
(コード番号 3306 東証第2部)  
問合せ先 執行役員総務部長 山本 貫太郎  
(TEL. 078-332-8251)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により導入される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定いたしました。つきましては、本年6月26日開催予定の第87期定時株主総会(以下「本総会」という。)に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することにより、監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図る目的で変更するものであります。

##### (2) 移行の時期

本年6月26日開催予定の本総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除その他条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 条文省略 3. 条文省略</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削 除&gt; (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役と<u>監査等委員である</u>取締役を区別して選任する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt; 3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の <u>5</u> 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>3. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の <u>3</u> 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委託)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議により、<u>重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 &lt;条文は現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(相談役および顧問)</p> <p>第 27 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(員数)</u>  <u>第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(選任方法)</u>  <u>第 31 条 監査役は株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 (選任方法) 第 <u>38</u> 条 条文省略</p> <p>(任期) 第 <u>39</u> 条 条文省略 2. 条文省略</p> <p>(会計検査人の責任免除) 第 <u>40</u> 条 条文省略 2. 条文省略</p> <p>第 7 章 計算 (事業年度) 第 <u>41</u> 条 条文省略</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>42</u> 条 条文省略 2. 条文省略</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 <u>43</u> 条 条文省略</p> <p>附則 <u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第 6 章 会計監査人 (選任方法) 第 <u>34</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>(任期) 第 <u>35</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt; 2. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(会計検査人の責任免除) 第 <u>36</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt; 2. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>第 7 章 計算 (事業年度) 第 <u>37</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>38</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt; 2. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 <u>39</u> 条 &lt; 条文は現行どおり &gt;</p> <p>附則 &lt; 削 除 &gt;</p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="228 320 762 488"><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p> <p data-bbox="228 544 395 577">&lt;新 設&gt;</p>	<p data-bbox="802 320 962 353">&lt;削 除&gt;</p> <p data-bbox="802 544 1340 857"><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第87期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上